

マルクス主義経済国家論批判と 機能的多元社会論の復活

——高田保馬の階級社会・国家論批判を中心にして——

金 田 良 治

目 次

1. 序にかえて
 2. 問題の所在・マルクス主義階級国家論の混迷と貧困
 3. 高田保馬のマルキシズム批判と機能的多元社会論
 4. マッキーヴァー，ラスキ，コールの多元的社会・国家論と高田の見解
 5. 高田の国家概念と構成3要素——地域団体・統治・階級支配——
 6. 高田の国家機能分散説と国家減衰説および多元的諸集団の機能増進説
 7. 一元的連合説と多元的連合説
 8. 補論・ラスキ多元的国家論から階級国家論への変説について
 9. 結びにかえて
-
1. 序にかえて

本稿では、マルクス唯物史観を方法的基盤にした階級社会・国家論を、故高田保馬博士の機能的多元社会論と極力関連づけつつ批判することを目的としている。多元主義の社会・国家観は、1930年代のファシズム体制の興隆にともなって崩壊し、それに代って階級国家論的接近方法が社会・国家論の中心的存在になったと強調された時期がある。欧米では1930年代後半以降、わが国では第2次大戦後に、上記の風潮が社会科学の分野で隆盛を極めた。欧米学界とわが国の社会科学界で時期がずれるのは、戦前と戦時中に国家権力

によって抑圧されていたマルクス主義社会科学が敗戦とともに学問研究の自由を取り戻し、一気に華を咲かせたことに理由がある。マルクス主義階級史観および国家論的分析が、わが国社会科学界を疾風怒濤となって席卷した時代がある。

経済学の世界でも唯物史観や階級認識に立脚しない研究者に対して、ブルジョアの階級社会の弁護論者あるいは俗流経済学者であるとのレッテルが、冷笑と罵倒とをまじえつつ貼りつけられた場合もあった。その際、しばしば例証的に用いられたのが、ハロルド・J・ラスキの多元的国家論から階級国家論への変説であった。このような状況のなかで、リベラリストやデモクラートの社会学者達の多くは、この論点に関係のある分野での発表を極力避けるか、マルクス主義に若干傾斜するか、さらには自説の開陳だけにとどめるに終るか、のいずれかの態度をとった。

しかし戦後の各国経済が1940年代後半から50年代にかけて復興し、1960年代以降の成長と安定の時代に向うと、上述の状況は一変してきた。唯物史観で予言された資本主義の崩壊や階級歴史観で予測された労資（使）間の対立は、少なくとも西側先進経済諸国では妥当しないことが漸次明らかになってきた。マルクス主義階級国家論の限界が露呈され、また戦時中や戦後の一時期に勃興してきた資本主義体制に対する批判的国家論も、社会科学界や知識人および政治家たちにとって、強い説得力をもち得なくなった。

政治的デモクラシーと議会主義の健全な発達にともない、多元主義的社会・国家論も姿や形を変え、機能的国家・社会論として再び重視されることになった。高田保馬は、戦前から一貫して多元主義の社会観を主張し、また戦後においても故小泉信三博士らとともにマルクス主義の方法や理論に対して、敢然として批判の舌鋒を浴びせかけてきた学者である。

そこで拙稿では、マルクス主義の国家論の貧困と混迷とを最初に究明し、次に高田の機能的多元社会論について論及し、最後に既述の階級史観と多元主義に関連のあるラスキの国家論について、補論的に取り上げ言及することにしよう。

なお拙稿のタイトルを、マルクス主義経済国家論批判云々と記した理由は、マルクス主義では、国家は外界から与件として与えられるものではなく、土台としての経済生活のなかから成立してくるという彼らの論理的方法に、できる限り忠実に従おうとしたからに他ならない。

2. 問題の所在・マルクス主義階級国家論の混迷と貧困

マルクスとエンゲルス、それに彼らの後継者であるマルクス学派あるいはマルキストの国家論は、唯物史観の公式に立脚して、国家を階級抑圧・収奪機関とみなすだけでなく、最後の階級社会である資本主義システム国家が崩壊して、無階級社会としての共産主義社会が成立するや、階級支配機関としての国家は徐々に眠り込み、ついには死滅すると説かれるものであった¹⁾。

マルクスとエンゲルスの国家論は、まったく同じ内容のものとはいえないが²⁾、ある階級が他の階級を支配する手段あるいは道具としての公的暴力装置の側面が強調されているという点では、両者の国家論に一致点がみられると述べても過言ではなからう。マルクス自身の国家論に関する論著を、初

注1) 国家の死滅論についてしばしば世間で言及されているのは、エンゲルスの『反デューリング論』(1877年)でかなりの体系化が行われ、『家族、私有財産および国家の起源』(1884年)で完成されたといわれている点である。また1872~1873年にかけて刊行されている『住宅問題』にも、問題提起的に同じ見解が述べられているが、エンゲルスの上記国家死滅論を承継したのが、レーニンの『国家と革命』(1817年)レーニン全集第25巻、大月書店刊、1972年版であり、レーニンの本書第1章「階級社会と国家」に詳細に死滅論が支持される形で論述されている。マルクスとエンゲルスおよびレーニンの国家論について文献は、下記の注3)を参照されたい。

2) 初期、中期、後期のマルクスの国家論は、それぞれ内容が異なるが、マルクスの政治的国家論の見地が強く前面に打ち出されてきたのは、フランスについての3部作の内の後期に属する1871年刊の『フランスにおける内乱』であり、初期、中期の見解とは相違する。この点については注3)をみられたい。マルクスを3期に分ける区分の仕方はマルクス学者によって異なる。杉原四郎・古沢友吉・岡崎栄松編『マルクス経済学体系辞典』第三出版、1970年では、資本論体系以降を後期とみなしている。他方、後出の大内秀明・柴垣和夫編『現代の国家と経済』有斐閣、昭和54年では、資本論体系は中期に包含されている。

期、中期、後期の3段階に区分し³⁾て比較考察すると、マルクス自身の国家論は理論的に十分に体系化されて構築されているとはいえない。この点は後に若干言及するが、このようなマルクスの国家論の理論的な曖昧さと未完成とを、恐らくや十分に痛感したエンゲルスは⁴⁾、共同体の共同利益の増進を目的とする共同体国家においては、分業に基づいた生産力の発展にともない、分業制社会としての階級国家が成立すると、主張した。換言すれば、超階級社会が階級支配を原則とする階級国家に変遷するとの見解である。以上にみる限り、エンゲルスの国家論は、分業国家あるいは分業法則を媒介にした「歴史的生成論的見地」⁵⁾の階級国家論といえるであろう。

3) 国家論に関する初期マルクスの主要諸文献:『ヘーゲル国法論批判』『ヘーゲル法哲学批判序説』1843年、マルクス・エンゲルス全集1巻、233ページ〜。『ユダヤ人問題によせて』1844年、マル・エン全集1巻、384ページ〜。『ドイツ・イデオロギー』1845〜1846年マル・エン全集3巻、70ページ〜。なお使用したマル・エン全集は、いずれも大月書店刊の邦訳版である。

中期マルクスの諸文献:『共産党宣言』1848年、マル・エン全集4巻、473ページ〜。『フランスにおける階級闘争』1850年、マル・エン全集7巻、7ページ〜。『ルイ・ボナパルトのブリュメール八日』1852年、マル・エン全集8巻、105ページ〜。『経済学批判』1859年、マル・エン全集13巻、3ページ〜。『資本論』1巻、1867年、マル・エン全集23巻(a)(b)。

後期マルクスの諸文献:『フランスにおける内乱』1871年、マル・エン全集17巻、293ページ〜。『ゴータ綱領批判』マル・エン全集19巻、11ページ〜。

4) エンゲルスの国家論に関する主要諸文献は、以下である。

『住宅問題』1872年、マル・エン全集18巻、203ページ〜。『反デューリング論』1877年、マル・エン全集20巻、3ページ〜。『家族、私有財産および国家の起源』1884年、マル・エン全集21巻、25ページ〜。『フォイエルバッハ論』1886年、マル・エン全集21巻、265ページ〜。上掲の『共産党宣言』はマルクスとエンゲルスの共著である。

なおレーニンの国家に関する主要諸文献も、以下に掲載しておこう。

『第2インターナショナルの崩壊』1915年、レーニン全集21巻、大月書店、181〜332ページ。『国家と革命』1917年、レーニン全集25巻、353〜462ページ。『プロレタリア革命と背教者カウツキー』1918年、レーニン全集28巻、207〜302ページ。『国家について』1919年、レーニン全集29巻、433〜451ページ。

5) マルクスの国家論に対して、エンゲルスのそれが歴史的生成論的に把えているという見解は、学界の通説といえるであろう。エンゲルスの『反デューリング論』においては、国家が超階級的な共同体社会=共産主義社会として成立し、その後、その共同体のなかから分業の発展と生産力の上昇にともなって階級が形成され、階級国家が誕生したと説かれている。マル・エン全集21巻、168〜169ページ。なおこの点については、大内秀明・村上和光「マルクス『資本論』体系と国家——市民社会と国家」前掲・大内・柴垣編『現代の国家と経済』有斐閣選書、昭和54年、37〜69ページ、とくに62〜66ページに詳細な分析がある。これらの論者は、いわゆる宇野(弘蔵)シューレの学者たちである。

こうしたマルクス・エンゲルスの階級抑圧機構としての国家論は、彼ら自身が予想もしなかったブルジョア社会における議会制民主主義の発展にともない、現代社会にはほとんど妥当しないという事態に遭遇した。マルクス主義国家論の混迷と貧困は、マルクス・エンゲルスの国家論自身の理論的未完成と未体系化に原因があるのみならず、彼らの後継者たちが、それを理論的にも体系的にも完璧なものと信じこみ、金科玉条的に反芻・踏襲したところにも原因があるのである⁶⁾。たとえば E. H. カーによって、もっとも有名な著作であると同時に、最もユートピア的なものの1つである評価⁷⁾されたレーニンの『国家と革命』⁸⁾も、マルクス・エンゲルスの階級支配・抑圧のゲヴァルト装置⁹⁾としての国家理論を、承継したものに他ならない。

同じ階級国家論でも、マルクス・エンゲルスの国家論とレーニンのそれとは、かなり内容を異にしている¹⁰⁾。レーニンのそれは、プロレタリア独裁国

6) 共産主義の正統派争いと特定政党の戦略に奉仕する学問は、所詮進歩がみられないということを示す見本ともいえる。とくに反対理論をもつ学者を、異端者、背教徒さらには裏切者と罵倒し、その上追放や粛清する世界では、真の学問の発展はない。こうした傾向は、スターリン以降のマルクス主義学者の世界に一般的にみられたことは否定できない。

7) E. H. カー『ロシア革命——レーニンからスターリンへ、1917—1929年』塩川伸明訳、岩波現代選書、1979年、6～7ページ。

8) 注4)を参照されたい。

9) エンゲルス『反デュリング論』第2篇第1章。S. ムーア『マルクス主義国家論——ブルジョア民主主義批判——』佐藤昇・相原文夫訳、合同出版社、1960年、70ページ。大内・柴垣編『前掲』65ページ。

10) 初期と中期マルクスの国家論は、市民社会対国家、市民対国民という二重性を、下部構造に依拠づけて一貫的に説明しようとする努力をしていた。賃労働・資本・立地という外的存在を、資本主義的再生産システムの確立した時点で、内的紐帯として位置づけようとしていた試みだといえる。しかしこの論点は、マルクス自身の努力あるいは試みであって、理論的に十分にブルジョア国家論についての定見を提出していたとはいえない。これに加えて、後期マルクスの場合には、とくにフランス3部作の最後の1871年に刊行された『フランスにおける内乱』では、同年のパリ・コミューンの成立および崩壊事情と1864年に結成された第1インターナショナルを中心とする各国社会主義・労働運動に対する弾圧事情とを背景にして記述されたせいか、政治的要因を強調した階級国家論が正面に押しだされてきている。第1インターの宣言と暫定規約は、マルクス自身の手によって作成されたものであるが、第1インター内部でも革命戦術をめぐる対立がマルクス派とバクニン派との間にあり、また上述の社会主義・労働運動への厳しい弾圧が、マルクスの文章を政治闘争のアクセントの強いものにしたと考えられる。マル・エン全集17巻、312～313ページ。

(次頁脚注へ続く)

家を樹立し、その政治的・経済的基盤を強固にするという目的が前面に打ち出されていたせいか、前2者の国家論と比べると、階級抑圧の性格に力点がおかれすぎていたという欠陥をもっていた¹¹⁾。このようなレーニン国家論の特徴は、政治的にも経済的にも未成熟・未発達の帝政ロシア農業国家を、プロレタリア独裁方式による急激な社会主義国家の建設のために構築し直す理

エンゲルスの国家論は、歴史生成論的な方法に基づいた階級国家論であり、『反デューリング論』や『家族、私有財産および国家の起源』で積極的に命題化された定義であるが、エンゲルスは、超歴史的共同体をもって共同体の共同利益を目的とした国家とみなし、分業と協業の増進に基づく生産力の上昇の結果成立した階級国家を、超歴史的特殊国家であると措定している。マル・エン全集20巻、153～154、290ページ。同上21巻、168～169ページ。

レーニンの国家論は、マルクスとエンゲルスの国家観のなかで共通的な概念であった階級国家的性格を継承し、マルクスやエンゲルスによって肯定されていた共同体の共通利益を国家が保全しようとする機能等については、すべて軽視していたといえる。レーニンの場合には、国家がある限り自由はない、階級が存在する限り、国家は存在する、自由を回復させるためには、国家を、すなわち階級支配を打倒しなければならない、という主張が、ツァーリズム専制体制下の抑圧に苦しんでいた大衆の支持を得るために必要であったと推測される。したがってレーニン国家論の特徴は、支配階級が被支配階級を抑圧するための暴力的支配手段ないしは用具として、国家を人為的に作り上げたかのように、説明されている。これはひとえに、ツァーリズム支配体制からの解放を、資本主義から社会主義への移行一般のマルクス・エンゲルスの論理に、強引と思われるほどの手法で重ね合わせたからだと推察できよう。資本主義の高度の発達成熟段階の国家独占資本主義の規定を、農業国家ロシアに重層的にあてはめたところは、レーニン主義の政治傾斜的階級国家論の一大特徴といえるであろう。

政治的階級国家論のゆえに、ブルジョア支配社会を打倒した後、完全に階級が消滅するまで、換言すれば国家が死滅するまで、プロレタリア独裁国家を継続的に保持し、粉碎した国家独占資本主義システムにおける抑圧的要因を打ち砕き、プロレタリア独裁に利用可能な要因だけを受け継ぐのだ、という見解が前面に打ち出されることになったのである。レーニン『国家と革命』レーニン全集25巻、411、413、443、460ページ他。

- 11) 細谷 昂「レーニン『国家と革命』とウェーバーの官僚制論——現代的国家論の登場——」大内・柴垣編『掲掲』81ページ。「『国家と革命』をマルクス主義国家論の体系的な理論の書とみることはできないように思う」と細谷氏は自ら述べた箇所傍注を付け、以下のように記されている。「たしかに『階級社会と国家』についてのべた第一章を最初にすえているあたり、「論理的」な体系的な体裁をとろうとしたあとともみえるが、しかしその素材となった『国家論ノート』をみると、冒頭から『国家にかんするプロレタリア革命の諸任務』と主題が開示され、マルクス、エンゲルスからの抜粋も『ブリュメール一八日』や『フランスにおける内乱』などその点に関するものがほとんどで、ひろく国家について論じた『起源』からの書きぬきは終りの方で、しかも結論部分の第九章だけから、ごく簡単におこなわれているにすぎないのである。この点からみても、当時のレーニンが国家論の体系的展開それじたいに興味をもっていたのではないことが知られるであろう。」細谷「同上」82ページ。

論として産み出されてきたところにあると推測される¹²⁾。

上述したように、マルクス・エンゲルス・レーニンの国家論の共通的性格は、階級抑圧的側面の強調であったが、国家の地域団体としての性格や統治・管理機能面についての究明は、いちじるしく軽視されていた¹³⁾。ここにマルクス主義国家論の混迷と貧困が生じてきた原因がある。マルキストの不幸は、マルクス・エンゲルス・レーニンの階級史観的国家論を、後継者たちが真理とみなし、長期にわたってひたすら訓誥学的に記憶したところにある。

欧米マルクス主義者の間では、既述のマルクス階級国家論の欠陥を反省し、全般的に見直そうとする試みが行われてきたが、この努力は、マルクス主義者の中で正統派争いをひき起こし、彼らの政治的・感情的な対立を激化さすだけで、学問的には、多くの場合、真摯な論争とはいいい難い混乱を招来した。

その内でも例外的な研究としては、アントニオ・グラムシが獄中（1929～35年）で筆記した断片的ノートの集録である国家論がある¹⁴⁾。マルクス主義の伝統的階級国家論を、知識人のヘゲモニー¹⁵⁾によって調整管理するという修正階級国家論は、欧米やわが国の思考弾力型のマルキストたちに多くの影響を及ぼしてきたと思われる。

12) マルクス・エンゲルス・レーニンの国家論の共通的な見解を強調して要約している文献は、S. ムーアの前掲書『マルクス主義国家論——ブルジョア民主主義批判——』であるが、他方、マルクス・エンゲルス・レーニンの国家論の非共通の見解を明らかにして、全体的な位置づけと将来におけるマルクス主義国家論の理論的体系化をはかろうと意図した文献が、大内・柴垣編の前掲『現代の国家と経済』における大内・村上論文と細谷論文である。

13) 高田保馬『社会と国家』岩波書店、大正11年、第8章「社会の地域的解放」262～264ページ、とくに264ページ。

14) 『グラムシ選集』合同出版社。『グラムシ問題別選集』現代の理論社。

なおグラムシに関しては、幸いにも大内・柴垣編の『前掲書』の第6章「現代国家論の諸潮流——多元的国家論・フランクフルト学派・欧米マルクス主義国家論——」という題目の論文があり、平本 厚・半田正樹・高橋 弦の各氏が分担執筆されている。これを参照された。なおグラムシについては、J. ジョルが『グラムシ』という平易な解説書を書いており、グラムシの生誕から『獄中ノート』や『獄中からの手紙』の内容および意義、スターリン主義との相違等について参考になること大である。河合秀和訳、岩波書店、1978年。

15) 『グラムシ選集』3巻 88ページ。平本・半田・高橋「同上」205～206ページ参照。

ヘゲモニー論といわれるグラムシの修正マルクス主義国家論の特色は、諸階級や諸階層間の対立要因を、知識人が調整するという管理機能的側面に重点がおかれているところにある¹⁶⁾。上述の限り、グラムシの見解は、硬直的なマルクス主義者の国家論を、現代的に改編した、より現実接近的努力の機能的国家論と性格づけることができよう。そしてさらに一言付け加えるならば、グラムシが提出した、大衆の政治参加が一般化した「市民社会+政治社会」¹⁷⁾的現代国家における制度と機能とを、今後いかに理論的に発展させるかが、混迷と貧困状態のマルクス主義国家論研究者たちの大きな課題の1つだといえよう。

グラムシの影響をも受けたと思われるわが国のマルクス学派の国家論に関する研究文献の1つが、昭和54年(1979年)に出版されている。本稿の文献注記(2)と(5)でも指摘している大内秀明・柴垣和夫編の『現代の国家と経済』¹⁸⁾である。編者および執筆者の顔ぶれをみると、いずれも故宇野弘藏博士の方法、すなわち原理・段階・現状分析という3段階方法論に立脚して、マルクス主義国家論の妥当性と限界とを再検討しつつ、マルクス主義国家論の再構築を意図している論者たちである。

これらの論者たちが展開するロック・スミス・リカードや、マルクス・エンゲルス・レーニンならびにグラムシらの国家論のマルクス主義的分析については、傾聴すべき多くの論点があり、また教示される事柄も多々あるのであるが、ラスキに関する見解や現代国家の実態分析については、従前のマルキスト集団の研究結果と大同小異の内容のものでしかないと考えざるをえないのである。

その理由としては、第1に国家の地域的集団としての性格や管理機能についての認識が稀薄であるということが指摘できよう。したがって階級史観的

16) R. ミリンバンドの政治的社会化概念、『現代資本主義国家論』田口富久治訳、未来社、1970年。L. アルチュセールの国家イデオロギー装置論、『国家とイデオロギー』西川長夫訳、福村出版、1975年。平本・半田・高橋「同上」210~217ページ参照。

17) 「同上」205, 210ページ。

18) 注5)を参照されたい。

アプローチからいつまでも解放されないという欠点をもっている。第2には、現代資本主義国家における矛盾が、形態を変化させながらも、拡大・深化してきているという、マルクス主義者たちの基本命題をなんとか論証しようとする視角や姿勢が、あらゆる国家的・社会的事象を、論者たちの側にとって好都合のように引き寄せて、批判的に論述するという欠点を示している。上述の2つの欠点は、マルクス主義学派の共通的・根本的な特徴であって、上記の論者たちだけに限られるわけではない。

いずれにしろ資本主義は、それを構成する人間の英知と理性によって、改良化されてきたし、また改善されていく運命にある。階級史観的国家論では、到底究明つくせない要素と現象を、現代国家は保有し、産み出してきている。これらをどのように分析し、また社会や国家の方向づけを見定めるかが、ドグマに把われない社会科学者の研鑽すべき努力だといえるであろう。

3. 高田保馬のマルキシズム批判と機能的多元社会論

大正11年（1922年）に高田保馬は、『社会と国家』¹⁹⁾を出版した。翌12年春には『階級考』²⁰⁾を刊行している。さらに大正14年（1925年）には『階級考』の改訂版と『階級及第三史観』²¹⁾を上梓している。

大正11年といえば、わが国においてもマルクス価値論の学問的首尾一貫性をめぐっての一大論争がマルクス学派と反マルクス学派との間で展開され、わが国の理論経済学の水準を一躍高めた発端の年にあたる。故小泉信三博士によって口火を切られた雑誌『改造』（同年2月号）誌上に発表された論文「労働価値説と平均利潤率の問題——マルクスの価値学説に対する一批判——」²²⁾に対して、山川均、河上肇、榎田民蔵氏らのマルクス価値説を擁

19) 高田保馬『社会と国家』、注13)を参照されたい。

20) 高田『階級考』聚英閣、大正12年。

21) 高田『階級及第三史観』改造社、大正14年。

22) 小泉信三「労働価値説と平均利潤率の問題——マルクスの価値学説に対する一批判——」雑誌『改造』大正11年2月号。

護する側からの反批判が提出され、それに対して小泉をはじめとするマルクス批判派から再批判が提出された。

高田も同じ大正11年冬（12月）に論文「河上博士の剰余価格論」を雑誌『解放』に発表し²³⁾、論争に参加した。なお高田のこの論文は、河上批判の他の1論文²⁴⁾とともに大正13年（1924年）の著書『経済学研究』に収録発刊されている。なお高田のマルクス労働価値説についての批判的諸論文を一冊の著作に収録してあるのは、昭和6年（1931年）刊行の『労働価値説の吟味』²⁵⁾であることを付記しておこう。マルクスの唯物史観、地代説、蓄積・再生産論、人口論等々についての高田の批判的文献については、高田の追悼論文集の文献注記を参照されたい²⁶⁾。

マルクスの国家論とは直接関係のない分野を含めた高田のマルクス批判についての著作活動を若干説明したのは、高田の社会学者としての活動のかなりの部分が、マルキシズムの思想や学理体系の批判に向けられていたことを、改めてここで確認するためであった。

以上、述べた上で、再度、高田の多元的社会観ならびに多元的国家論についての最初の著書『社会と国家』に焦点を合せることにしよう。高田は、本書の「序」²⁷⁾言において、自らの立場を多元的社会観であると述べ、E. バーカー、H. J. ラスキー、R. M. マッキーヴァー、G. D. H. コールらの影響下にある1人だと記している。ただし、高田自身が多元的方法を「懐抱」したのは、上記の人々が多元的社会・国家論の研究を行っていた時代でもあったので、自分自身の見解の独立性を主張することができる²⁸⁾、とも記してい

23) 高田「河上博士の剰余価格論」『解放』5巻2号、大正11年、その後『経済学研究』岩波書店、大正13年に収録。

24) 高田「剰余価格に関して再び教を河上博士に請ふ」『解放』5巻7号、大正12年、その後『同上』に収録。

25) 高田『労働価値説の吟味』（理論経済学叢書第一篇）日本評論社、昭和6年。

26) 高田保馬博士追想録刊行会編『高田保馬博士の生涯と学説』創文社、昭和56年、495～536ページ。

27) 高田・前掲『社会と国家』1ページ。

28) 『同上』2ページ。

る。それゆえ、これらの人々の影響を受けたという意味は、これらの人々の著書を読んで、やや漠然としていた自らの考えが一層明確になり、内容の貧弱さが幾分豊富になったという点においてであったとも述べている²⁹⁾。

それでは高田とマッキーヴァー、コール、ラスキたちとの見解の相違は、どこにあるか。高田自身の記述するところによれば、高田は「自ら競争説」と名づけた見解をとるのに対して、上記の人達はすべて「連合説」を採用している。その限り、高田は、マッキーヴァーと「距ること最も遠く」ラスキと「接する事最も近い」多元主義の方法を採用していた³⁰⁾。

なお高田の『社会と国家』は大正11年（1922年）刊行の著書なので、本書で論及されているパーカー、マッキーヴァー、ラスキ、コールの文献は、下記のものに限られることを、一言付記したい。また大正11年時点では下記文献の邦訳書は出版されていない。その時点での高田の外国語文献の読破力の偉大さには驚嘆せざるをえない。

- Barker, E., *Political Thought of Plato and Aristotle*,
————— *Political Thought from Spencer to Today*,
1915.
- R. M. Maciver, *Community*, 1917.
————— *Elements of Social Science*, 1921.
- Laski, H. J., *Problem of Sovereignty*, 1917.
- Cole, G. D. H., *Social Theory*, 1920.
————— *Self-Government in Industry*, 1917.

高田の見解の正確な把握を期するため、高田による上記3者の引用文献および引用箇所を、脚注欄では（Cf.）で示した。

なおマッキーヴァーには代表作『近代国家論』*The Modern State*, 1926.をはじめとする著作、たとえば *Elements of Social Science*, 1931., *Leviathan and the People*, 1939., *Towards an Abiding Peace*, 1943. 等があるが、1947

29) 『同上』2 ページ。

30) 『同上』2, 95～96ページ。

年に出版された代表作の一つ『政府論』*The Web of Government* では、『社会論』*Community* や『近代国家論』で展開した多元主義的国家論を修正し、政治組織を国家という用語ではなく、政府という概念で表現している。これをもって、マッキーヴァーもラスキ同様に多元的国家論を放棄したと強調する見解が提出されるかも知れないが、マッキーヴァーの場合は、政府機能の拡大、すなわち国家以外の政府的な諸活動の拡大を一般化して理論化しようとしたところに、彼の修正的多元的国家・政府論の特徴があることを注目すべきである。上記の論点については、他日一論を上梓して識者の批判を仰ぐ予定である。

4. マッキーヴァー、ラスキ、コールの多元的社会・国家論と高田の見解

高田が全体社会と国家とを同一視していないことに、まず注意すべきである。高田の説明によれば、全体社会とは、部分社会としての宗教団体、政党、階級、職業団体、産業組合、民族、家族、地方団体等々、さらには国家そのものをも、包括して、しかもそれらの総計とは異なった、相互に密接な連絡を保つ一切の結合の集積と、これらの結合に組入れられた人々の関係を包括する概念である³¹⁾。したがって全体社会は、国家という部分社会を含む個々の部分社会の結合ということになる³²⁾。

それでは全体社会のなかに占める国家の地位とは、どのようなものであろうか。高田によるマッキーヴァーの説では、国家も多数の結社、すなわち部分

31) 『同上』13ページ。「全體社会の結合は一々の社会の結合以外、一體としての社會を形成するに至らざる無数の而して錯綜せる結合をも含むが故である。云はゞ狭義の社會と表裏する積分的結合以外の微分的結合を含むが故である(註一)。(註一)かくの如く結合と社會とを區別して考える事は從來の学者の試みざりし所であり、又煩瑣の様にも見えるが社會の考察に於て實益と必要との存する所である。此意味に於ける結合には association の言をあてたいと思ふけれども、此語は意志もて作られたる團體又は社会の組織の意味に用ひられる事がある。ここに云ふ意味の社會は society よりも group の語を以て適切に表はされる。前者はコールに於けるが如くに餘りに多義を要する」と。高田『同上』13~14ページ。

32) 『同上』126~131ページ。

社会の1つにすぎず、他の部分社会と同列におかれる。しかし国家には、全体社会のなかで、その組織を通して社会の存在を保障するという特有の地位が付与される。それだけではない。国家は、法と秩序の基礎的組織を支持し、個別的・特殊の利害に組しない、一般的幸福の保護者としての機能を果たす。したがって国家は一つの部分社会であると同時に、上述の重要機能を果たすという意味で、他の部分社会に対して優越ないしは上位の地位を占める。

マッキーヴァーが1947年に出版した『政府論』において、従前の多元的国家論を一步前進させ、国家という概念に置き換えて政府という概念を打ち出し、国家以外の広範な政府的活動をすべて含む政府論を展開したのも、ラスキ同様に、ファシズムやプロレタリア独裁が1930年代に確立した時代的現実に影響を受けたからに他ならない。マッキーヴァーといい、またラスキといい、西欧知識人のファシズムやスターリン的独裁社会主義への驚愕は、我々の予想をはるかに超えるものであったと考えられる。

だが高田は違った。高田は時代の特徴を、特定の時代に限られるものとみなし、普遍化してみななかった。したがって高田の多元的社会論には改変がみられない³³⁾。

マッキーヴァーの所説に対して、ラスキは、国家が他の部分社会と並列的地位に立つことを認めるが、国家を他の部分社会に対して上位での機構＝結社とみなす見解には反対する。ラスキによれば、国家の営む機能の重要さや強力・複雑な組織は、国家の他の部分社会に対する勢力と重要さを、いちじるしく異なるものにして、と説明されている³⁴⁾。ただし国家の主権と

33) 『同上』153ページ。この点に関しては、本書第3章「共同社会に関する思想の變遷」の第3節「マイバア及びコオル」と第5章「社会の発達の問題に就いて」の第4節「社会に於ける国家の地位」を参考にした。Cf. Maciver, *Community*, 1917, p. 39, 237.; *Elements of Social Science*, 1921, pp. 84~85, 81. Maciver, *The Web of Government*, MacMillan, New-York, 1947. 秋永肇訳『政府論』上・下巻、勁草書房、1954年、訳者序1~2ページ、訳者あとがき、566~78、とくに577~9ページ。なお秋永訳は、原著書の第11版（1953年）を訳業したものである。

34) 高田『同上』162ページ参照。Cf. Laski, *op. cit.*, *Problem of Sovereignty*, 1917, pp. 17~19.

いっても、なんら絶対的な、無制限の権能を付与されたものではない。国家の命令に対する服従は、他の部分社会におけるそれよりも、より容易に行われるという意味で「程度の問題」³⁵⁾であり、種類において異なるものではない、と考えられている。命令の程度がいちじるしく強力で、強制的なものであれば、反抗を許さないであろう。したがって国家と同様に各々の部分社会も「独立の生命を有し独立の権力を有する」のである。また各部分社会は「たゞ一定の生活方面に関する機能をのみ営み、従ひて其権力亦此方面にのみ終局せらるゝが故に相侵す事無きや………而して此等の部分社会は別に高級の社会によりて統制せらるゝ事無く、相互作用の間に自らなる協調、適応を営むものと見らるゝ事が出来よう」³⁶⁾と、説かれるわけである。

上述の2見解を高田によって特徴づければ、マッキーヴァーの立場は、各部分社会の連合によって国家が形成されるという「国家連合説」であり、これに対してラスキの立場は、国家をも含む各部分社会が連合して全体社会を形成するという「全体社会の連合説」³⁷⁾である。これに対してコールの立場は、国家を部分社会とみなし、他の部分社会も同列に立てるものと規定した点では、マッキーヴァーやラスキと同一見解といえるが、将来の社会組織においては社会の統制機能を国家から篡奪するというコミュニーの主張を提出している点では両者と相違し、また国家に社会における調節機能を付与させているという点では、マッキーヴァーの国家連合説的見解に近いといえる³⁸⁾。

高田は、マッキーヴァー、ラスキ、コールの主張を検討した上で、ラスキの見解に近いと彼自ら述べているように、「国家は他の部分社会と対立し云

35) Laski, *ibid.*, p. 270. 高田『同上』162～163ページ参照。

36) 『同上』163ページ。本文で引用している文章の内の傍点の部分は、「かかる限局はたゞ機能の原理を高調する一派の學者の理想にのみ止まるやは、茲に姑く論ぜず」である。ラスキ以上に機能重視の學者たちとは、マッキーヴァーとコールである。高田『同上』, 164～165ページ参照。Cf. Maciver, *Community*, p. 252 et. seq.; Cole, *Social Theory*, p. 57 et. seq.

37) 原文では「國家の聯合説」と「全體社會の聯合説」とは、それぞれ *federal or federalistic theory of state* と *federal theory of community* の訳語であるが、いずれも高田は「私の造語である」と述べていることに、注意したい。高田『同上』164ページの注46)を参照されたい。

38) 高田『同上』164～150ページ参照。Cf. Cole, *Social Theory*, pp. 80 et. seq.

は、並列的關係にありと考ふる外は無い。此點に於ては、さきに全体社会の聯合説と名づけたる第二説の立場を是認しなければならぬ」と述べている。そしてその後が続けて「然れども此等の社會相互の間に果して聯合的關係の成立するものと見るべきや」³⁹⁾と問いかける。

高田自身、国家の傘下に幾多の部分社会が連合的關係を形成することを否定していないし、また他の部分社会に数多くの独立的な連合組織が形成されることをも否定していない。たとえば教会の「體統的組織」や労働組合の全

39) 『同上』183ページ。なお高田は、ラスキの国家論をもって第二説に属するものとみなすが、しかしラスキ説には下記の第三説的主張がみられることをも指摘している。やや長いが、正確を期すために、以下の注記欄で紹介する。

「全體社會の構造に於ける國家の地位に關しては前述の第一説第二説以外なほ第三の立場が可能である。而してそれは私が所謂國家の聯合説、全體社會の聯合説と名づけたる前二者の折衷又は複合に外ならぬ。即ち一方に於ては、國家が他の部分社會と相並立するが故に各社會皆特有の機能、獨立の權力、自足の生命を有すと認むると共に、他方に於ては國家がかゝる部分社會の聯合に於て、云はゞ中央機關の役目を營み、種々なる社會の統制者、又は少くとも調節者たる事を認むるのである。此立場よりすれば、國家は二重の性質を有つ、即ち一面に於てそれは並列的なる社會なると共に他面に於て並列的なる諸社會の統制者である。數多の自律的なる社會の中にありて國家のみが例外的なる地位を占める。

前に述べたが如く『社會の社會』と云ふ事は許しうべき最も嚴密の意義に於ては、他の社會の上に統制又は調節の作用を營むこと以外何等の機能をも管まざるものである。然るに此第三説の立場をとる人もまた國家を以て社會の社會なりと云ふ然れどもその國家はかゝる嚴密なる意義に於て社會の社會たるものでは無い、換言すれば諸社會の統制と云ふ事以外に數多特有の機能を營む。國家固有の機能は統制的であると考られるが、此統制は必ずしも社會相互間の關係の統制たるには止まらぬ、成員相互の關係の統制は更に基礎的なる事柄であらう。社會の分化未だしき場合に於ける國家の統制は常に後者に限られて居たのであるし、又前者とてもそれは個人的關係の統制を通して行はれると認むべき理由がある、少くとも團體人格の實在、團體意志の實在を否定する立場に立つ以上は然り。加之、國家は少くとも近代に入りてより新に種々雜多の機能を營むに至った、特に其重なるものを經濟的の機能とする。此の如くなる以上は、國家はよし一方に於て、社會關係の統制を一の重要な機能とするものゝ、他方に於て其他數多の機能を有し従ひて他の社會と對立し、所謂並列的地位に置かるべき性質を具有する。かくて國家は此後の方面より見る時社會の社會に非ず、society of societies たるよりも societies 中の一である。今假に普魯西が獨逸聯合各國の一にてありながら、同時に他の聯合各國を統制すると云ふ事があり得るならば、この關係がやがて此立場に於ける國家と他の諸社會との關係そのものであらう。かくて此第三説は一方より見れば國家の聯合説なると共に、他方より見れば全體社會の聯合説である。恰も人魚が頭より見れば人間なると共に反對の尾の側より見れば魚であるのと同じく。

かゝる立場の考は屢(々?) 國家を以て社會の社會なりと云ふ言葉を以て表現せらるゝに
(次頁脚注へ続く)

国的同盟の存在が、指摘できるであろう⁴⁰⁾。だが高田は、国家がすべての部分社会に対して「社会の社会」⁴¹⁾としての地位に立つことを否定している。「社会の社会」という概念は、他の社会を1つの社会の構成単位とし、それを統制かつ一定の方向に活動させるという意味のものである⁴²⁾。

ラスキは、国家をも含む部分社会が対等的並列的關係に立つことを、肯定しているが⁴³⁾、高田は、このラスキの見解を否定する。その積極的見解として、高田は次のように述べる。すなわち、個人は相接する過程で原則的に結

拘はらず、社会を厳密に解釋する時は當らざる事前述の如し。而して、さきに説明を試みたるマクイバアの見解の如きはこれに屬すと断言し得られる。即ちそれに従へば、國家は明に特有の機能を有する一の部分社会にして此點より見れば他の部分社会と異なる點はない⁽⁴⁾。然れどもそれは全ての部分社会の統制者である——それ自ら部分社会の一つにてありながら (the state would still appear the co-ordinating agency of the whole array of associations, though itself but one of them)。ラスキが全體社会を以て其性質上聯合的のものなりとなすに對し聯合に於ては中央機關なかるべからず、而してこれを國家以外いづこに求むるやと論じ、かくて聯合的關係に立つ諸社会の自律はこれを認むべきに拘はらず、國家は或意味に於て one of the federated associations 以上なりと説けるマクイバアの批評は此點よりして注目に値する⁽⁵⁾。(a) *Community*, passim; *Elements* etc. p. 81. (b) *Community*, p. 46; *Elements* etc. p. 93. 高田『同上』166～169ページ。

40) 高田『同上』185ページ。

41) 『同上』157～187ページ。とくに157, 162, 167, 180, 186ページ。

42) 『同上』157ページを参照されたい。

「私は先づ國家と其他の社会との關係に關して如何なる考へ方があり得るかを考察して見たいと思ふ。これに就いて最初に注目すべきは國家を以て組織の組織又は社会の社会と見る考である。

“society of societies,” “community of communities” “organisation of organisations”⁽⁴¹⁾と云ふ一團の言葉は、もし之を其嚴格なる意味に於て解する時、それは他の社会を以て其構成の單位となし、而してこれを統制しその活動に一定の方向を與ふること以外に何等の作用をも營まず、從ひて直接には個人の生活の如何なる方面の上にも交渉せざるもので無ければならぬ。而もまた、これを構成する各部分が全體の一断片たるに止らずして一社会たり、從ひて(總體が社会の社会たり得る爲に)或る程度の獨立性、自足性を帶びなければならぬ、往々稱して團體固有の人格、固有の權利と云はるゝもの、即ちこれを有する事を要する。然れどもかゝる完全の意味に於ける『社会の社会』は事實に於て存在し得ない。学者の中には國家が個人を單位として成立せず、雑多の部分社会を單位として成立する事を説くものあれども、思ふにこれは認容し難き見解である。すべて一切の社会は個人を以て其單位とする、個人の上に基礎を置き、個人の結社的傾向によりて支持せられざる社会は無い。從ひて、社会を以て構成の單位となすと云ふ意味を含む所の『社会の社会』は考へ得べからざるものである」。

43) 高田『同上』185～186ページ。Cf. Laski, *op. cit.*, pp. 11～15.

合する。しかし社会と社会は、特別の必要に迫られない限り、「行路の客」のように、交渉が生じない。全体社会の内部においては、原則的に部分社会は相互に「没交渉の関係」に立ち、一部の部分社会のみが連合あるいは協働の関係に立つ。したがって部分社会相互間の関係は、一般的には「相知らざる」状態に在るだけでなく、「争奪の関係」あるいは機能や結合の強さ、ならびに権力の強さにおいて相互に「反比例の関係」に立つ。高田は、ラスキもまたこの一面を是認しているという⁴⁴⁾。

原則的に国家を含む各部分社会が「争奪の関係」にあるということ、高田は「競争の関係」という概念で、次のように説明する。正確を期すために、原文をそのまま転載する。

「競争とは何ぞや、それは武力によらざる反対と云ふには止まらぬ。双方が共通の対象を追求し、一方これを得れば他方これを失ふことを意味する。而もそれは多くの場合意識的に行はれず、各自が目的の爲にする努力の無意識なる結果として、見ず知らずの人人の間に行はれるのを常とする。且又、相互の間には一定の社会意識の拘束するものありて各自の活動は此地盤の上に行はれる。然るに社会対社会の争奪は實にこれらの条件を具備する點に於て明に一種の競争である。部分社会の一般的関係は聯合に非ずして競争である。私の見方はかくて全體社会の競争説 (competitionistic theory of community) と名づけられよう、實に社会は利害線を追うて誤らずと云ふは階級のみに関する事では無い、一切の社会皆然り。然らば、全體社会が此反対にも拘はらず、分裂せずして其統一を保つものは何ぞや。一方に於ては、基本的連合の拘束ありて此反対の活動を一定の限界に止むるによる。然れどもこれよりも重要なるは、他方に於て、多数の社会がすべて同一の個人に維がるが故である。無数の社会は無数の相争へる君主國の如し、此場合君主は無数の個人である」⁴⁵⁾。

なおラスキの多元的社会・国家論が後年に至って階級国家論に変化したの

44) 『同上』 186ページ。

45) 『同上』 186～187ページ。

ではないかという論点については、拙稿の補論で若干言及することにしよう。

5. 高田の国家概念と構成3要素——地域団体・統治・階級支配——

高田は、著書『社会と国家』の第8章「社会の地域的解放」において、社会の団結を取上げ論及している。そのなかで、社会の団結は、低級な社会ほど「住居地域の共同」すなわち「地縁」と結びついている、と述べている。しかし人口の増加、文化の発達、成員の文化等の事情により、地縁が「団結の紐帯」として、稀薄化してくるとも記している。そしてこの事実を称して、「社会の地域的解放と名づける」とも述べている⁴⁶⁾。

また地縁と血縁を根本的な紐帯とする社会を、「基礎社会」とも定義している。そして古代に溯るほど、社会組織は血縁・血族に依拠して、種々の部分社会を形成していたといえる。血縁による支配は、自然が与えた事象ではなく、社会統一のための「一種の工夫」として成立したというのが、高田の理解である⁴⁷⁾。時代の推移とともに、文明国では、「基礎社会はすべて地縁に基くものと見るべく、従ひてそれは地域團體として謂はるゝ其占むる所の地域と一體をなすかに認めらるゝ社会である」⁴⁸⁾。

今日では、地域団体と同義の基礎社会の最大のもは、国家であり、最小のもは家族である。地域団体化した基礎社会は、国家と家族を、「最大、最小の制限」として、その中間に「複雑なる段階」を形成する⁴⁹⁾。新しき部分社会がその中間段階に入り込み、古くからの中間社会の機能を奪い取る。

46) 高田『同上』249ページ。

47) 『同上』256～257ページ。

48) 『同上』256ページ。

49) 『同上』258ページ。高田は、家族と国家とが両極に分散し、併立することを「基礎社会の生命は両方の周縁に集中して居る」と述べている。この言葉はジンメル『社会学』からの援用であるが (Simmel, *Soziologie*, 1908, s. 724), 理由については以下のように記している。「一方の理由としては社会的同化の爲に各地方團體の成員が集團的特性を失へる事を擧ぐべきであらうが、他方に看過すべからざるは機能の周縁に集中したる事である。それは種々なる社会的機能は最大又は最小の基礎社会によりて營まるゝを必要とすることが多きに基く。

(次頁脚注へ続く)

高田にしたがえば、労働組合等の圧力団体の参入が、それである。

近世に至り、国家は一方において集権的傾向の程度を強め、他方においてその機能を増大させた。最小の基礎社会としての家族の団結は弱まり、地域的解放は進んだが、その反面、最大の基礎社会としての国家の権能は増強された⁵⁰⁾。18世紀以来の自由主義は、上記の意味するところでは、**国家対個人の対立**であった。そして国家対個人の対立関係のなかで、個人の自由を救済しようとする努力が行なわれてきた。しかしその後の歴史の発展は、新たな部分社会としての種々なる団体の参入により、国家の社会的・経済的機能がこれら団体に分配ないしは移譲される傾向を示した。20世紀文明国においては、自由主義は、**国家対団体間の対立関係**⁵¹⁾で表現されるといっても過言ではない。確かに独裁国家は別として、先進資本主義国における議会制民主主義制度下では、各種団体の権能はいちじるしく強化され、また法制度的にも保障されてきていることは否定できない。

高田の理解によれば、18世紀以来の自由主義と近代自由主義との相違点は、**国家と団体とを対立させてきたところに求められている**。この対立関係で「最も意味あるもの」は、**国家と労働組合との対立だ**というのが、彼の認

従ひて國家と家族との両端に向つて極めて多くの機能が偏り集まつた。其上、數多くの部分社會が別に成立してかゝる中間社會の機能を奪つた。然れども此二の周邊にたつものゝ中、家族もまた其團結に於て其機能に於て詳論したる所である（高田『社会学原理』1079ページ以下筆者付記）。従ひて基礎社會について見る時、地域は其最後の社會的重要を國家の中に保留せりと云ひ得られよう」（高田『社会と国家』258～259ページ）。そして高田は、リシャールの『一般社会学』から次の言葉を引用する、「弱まりゆくものは國家では無い。最屢々其反對に國家は益々其重要を加へ機能を加へゆく」と、（Richard, *Sociologie générale*, 1912, p. 274. ;高田『同上』259～260ページ参照）。

- 50) 上記注49)の末尾を参照されたい。高田が、リシャールの説およびリシャールの影響を受けたテニエスの説を比較検討している点に、注意したい。「要するにテニエスがリシャールの云ふ如く國家の重要が益々加はると云ふ如き單純なる主張を試みざり事は明である」（高田『同上』260ページ）。他面、高田は「テニエス説にありては、國家の運命に関する見方がソシャルに於けるが如く簡明でない」（『同上』259ページ）と説く。いずれにしる高田の本来の見解は、本稿の本文で指摘したように、國家の機能の比重増大を認めるところにある。
- 51) 高田『同上』261ページ。なおこの箇所ではバーカーの下記著作に焦点が与えられている。Cf. Barker, E., *Political Thought from Spencer to Today*, 1915, p. 182. 高田『同上』の262ページの注17)を参照されたい。

識である。そしてデュルケームとジョレスとの主張を紹介し、彼らは、職業団体を国家の1構成組織単位と考えたにもかかわらず、このことが原因となつて、現実の運動はあまりにも「微温的」であり、国家に制約されない「独立」の労働組合を形成することによって、「国家機能の篡奪」を展開していた、と指摘している⁵²⁾。いずれにしろ、経済的社会的機能の一部は、徐々に社会的諸団体に分配されてきており、国家それ自体の機能は、以前にくらべると相対的には減少しつつある、というのが高田の見解である。

それでは高田は、「国家」概念の構成をどのように考えていたのであろうか。下述の通りである。

高田によれば、1) 地域団体、2) 統治（あるいは統治機関の具備）、3) 階級的絞取の3つの要素が国家の概念に含まれる。第2要因の統治には、「管理ないしは単純な行政」と「権力による強制」の2つの成分が包括されている⁵³⁾。

権力による強制と階級的搾取・収奪とは、「相表裏」あるいは「同一事象の両面」であるので、つまるところ、構成要素は下記の3種で示される⁵⁴⁾。

- 1) 地域団体
- 2) 管理
- 3) 階級的支配

高田は、社会主義者や多くの学者は「国家の本質」を第3の要素、すなわち階級支配に求める、と述べる。グムプロヴィッチ、デュギイ、サンジカリストのソレルと並んで、エンゲルスの文章が、この箇所では引用されている。そしてエンゲルスの階級消滅とともに、支配する階級が存在しなくなるから、国家もまた無階級社会では「國家は廃止せるゝに非ずして死滅するのであ

52) 高田『同上』261～262ページ。

53) 『同上』262～263ページ。また高田『社会学概論』岩波書店、大正11年の第2篇「社会の形成」の第3章「社會の複合分化」の第2節「征服と国家の形成」にも、この論点が表示化されて説明されている。183ページ。

54) 『同上』263ページ。また拙稿・「高田保馬のソ連共産主義批判とマルクス学説貧困論考」『天理大学学報』141輯、昭和59年3月、170～171ページを参照されたい。

る」⁵⁵⁾との一句を取上げ、下記のように言及する。「然れども、これは所謂社会主義的社會に於ける階級的支配の消滅を意味するものである」が、「決して地域團體、管理の二要素を伴ふ社会の消滅を意味するものではない。私は地域團體管理の二要素の存する所なほそこに國家の存在を見る」⁵⁶⁾と説く。

また高田は次のようにも説く。来るべき未来がエンゲルスのいう國家の死滅であるか、コールの主張するコミュニオンであるか、あるいは國家と労働組合の協調であるか、といえ、労働組合を中心にした様々な部分社会による國家的機能の吸収が、「國家の社會的意義を薄からしむる方向に動きつつある事だけは確実である。かくて私は謂ふ、國家も亦減衰する、基礎社会の地域的解放の過程に於ける唯一の例外をなすものに非ずして、此過程の最後の完成者と見るべきものである。此減衰は決して國家の死滅を意味するものではない」⁵⁷⁾と。

6. 高田の國家機能分散説と國家減衰説および多元的諸集團の権能増進

國家は減衰する、しかし死滅しない、一定範囲を支配する地域団体としての性格を失わない限り、また管理機能を保持している限り、國家は存続する。高田の國家論は、まさに上述の見地を積極的に提出したものであった。

基礎社会の最小限界としての家族と最大限界としての國家との両極に分散・周集した全体社会は、中間の地域団体あるいは、中間社会の機能を減衰させ、それらにとって代る各種団体を参入させるに至った。新しく参入した各種の部分社会＝団体が、これまでの中間社会の機能を奪ったことも、すでに指摘した通りである⁵⁸⁾。まさに相對主義的な社会認識論である。

ここで重大な、看過してはならない現象は、家族それ自身も、その團結と機能の点で減衰しつつあるということである。家族は、血縁が支配権を保持

55) エンゲルス『空想から科学への社会主義の発展』マル・エン全集19巻、179ページ〜。

56) 高田『前掲』264ページ。

57) 『同上』262ページ。

58) 本稿18ページ以下。

する「最後の城砦」であるが、家族には2種類あり、その第1は、住居の共同利用に基づく家属・家属共同体（Household, Hausgemeinschaft）であり、第2は、血縁の紐帯に基づいた結束としての家族（Family）である。だが両者は、必ずしも相一致するものではない。この点の区別があることを前提にした上で、歴史的に家族の消長を展望してみると、家族もまた大家族から小家族に分散し、その小家族も「衰頹」する方向に進みつつあることは否定し難い事実である⁵⁹。最近の核家族化現象ならびに非結婚・離婚等による単身世帯の創出現象を、大正時代に先取りしていた高田の慧眼には、驚嘆せざるをえない。

家族および個人の団結および機能の減衰に反して、国家の機能の集中は促進されたが、他面で個人を目的意識的に団結させ組織化した労働組合、職業団体や政党その他の団体、さらに旧社会から連綿として拡充存続してきた宗教集団あるいは教会等々の部分社会の機能は、集中し増強された国家の機能を徐々に侵蝕し、国家機能を減衰させてきた⁶⁰。高田の所説にしたがえば、一見したところ国家が行なっている機能も、これらの諸団体の圧力によって国家それ自体が行政国家としての責任と役割を果たしているにすぎない、と考えてもよいであろう。いわゆる今日の主権在民下の積極的国家論をも包含する見解であると、これを評しても間違いはないと思われる。

上述の意味では国家の機能は確かに減衰する、しかしマルクス主義国家論が説くように、国家は死滅するのではない、これが高田の見解であった。

国家は、既述したように、他の部分社会と並列的關係に立つと同時に、対立的關係に立って、全体社会を形成するものであった。高田はマッキーヴァー説を引用して次のように述べる。各部分社会は統一的要求を追求し、その成員はその要求を行なうがゆえにその成員になる。したがって各部分社会は、共同活動と相一致する限り、要求を同じくするところの人々をすべて包

59) 高田『社会学的研究』宝文館、大正7年。『人口と貧乏』日本評論社、昭和2年。『民族耐乏』甲鳥書林、昭和17年等を参照されたい。

60) 高田『社会と国家』第8章「社会の地域的解放」の第1、2節、249～264ページ。

括しようとするのである。このような包括や浄化の過程は、共同社会の範囲が拡大すればするほど可能性が高くなる。それゆえ、各部分社会あるいは結社は、地方、階級、さらには国民という「偶然的制限」を超越するようになればなるほど、「純粋な形」になるが、この点は近代の労働組合の進歩によって「例証」されている事実でもある。すなわちそれは、当初は地方的なものであったのが、徐々に国民的なものに成長し、また国民の範囲を超えようとする場合もある。労働組合の国際的結社がそれである。各部分社会が既述のように発達するにつれて、その要求するところは、一層特殊的になり、また明瞭なものになる。それだからこそ、「類似の要求の存する所」あるいは共通利益が意図されるならば、この共通利益を達成する目的で、結合が進展することになる⁶¹⁾。

上記したように、各部分社会は、最初は狭い地域に成立し、徐々に広い範囲に基盤を固めるが、範囲が拡大するにつれて、従前の部分社会を支持していた多くの紐帯の中で、類似要素であれ、機能要因であれ、その中心的なものだけが残留し、付加的な紐帯は脱落する。このようにして一方では広域にわたる結合が可能になり、他方では広域にわたる結合の形成のために、時代の発展に即応しない付加的紐帯の放棄が行なわれる⁶²⁾。

国家と、国家と並存し、かつ国家と対立しつつ全体社会を構成する各結社＝各部分社会との減退・興隆の交替現象は、上述のメカニズムの論理にしたがって行なわれる。それゆえ、広域化と機能化とが増進された国家と、それに加えて新たに全体社会のなかへ参入してきて広域化と機能を増進させた各部分社会とは、機能の争奪をめぐって対峙し合い、政治的デモクラシー国家においては新興の各部分社会に国家の機能の一部ないしは多くが移行する。政治的民主主義下における法制度機構の発達は、政党・労働組合・その他関係市民諸団体の政治的要求活動を活発化するとともに、集中した国家機能の拡散化を促進する。そして政治的民主主義や民主的議会主義法制度機関それ自

61) 高田『同上』266ページ参照。Cf. Maciver, *Community*, p. 254.

62) 高田『同上』266～267ページ。

体も、以上に指摘した政党・労働組合・関係市民諸団体の機能の増進によって全体社会の部分社会として形成されたものであるだけに、行政面・司法面・立法面において、近世中央集権国家が絶対的に保有していた権力機能の分散を推進することになった。

国家は死滅しない、しかし国家あるいは国家の機能は分散かつ減衰する。国家の権能あるいは機能を分散かつ減衰させるのは、国家とともに、国家と並列し、国家と対立し合って、全体社会を構成する各部分社会だということになる、というのが高田の積極的な国家論であった⁶³⁾。

高田の多元的社会観とは、国家を1つの部分社会とみなして、国家と併存し、国家と対立し合う各部分社会の連合体と規定する「全体社会の連合説」である。したがって高田は、多元的国家論を主張しているのではなく、あくまでも**多元的社会論**を主張していることに注意したい⁶⁴⁾。

マッキーヴァーは、国家が「社会の社会」として、他の部分社会を統制する唯一の機能を付与されているという「国家連合説」を主張した。ラスキは、国家は他の部分社会と併立するが、対等的地位に立ちつつ、連合するという「全体社会連合説」を強調した。さらに第3説として、上記の2つ説の折衷的見解があるが、これは国家が一面で他の部分社会と並列するが、他面で他の社会の上位に立つという主張である。高田が採用する見解は、第2の全体社会連合説であり、その意味では、高田自身がいうようにマッキーヴァー説からの距りが大きく、ラスキ説にもっとも近いということになる。

ただし高田がラスキを見解と異にする点は、高田社会科学の基軸である勢力説を導入して、各部分社会間が競争しつつ、全体社会の連合を形成するという点にある。この論点はすでに述べた通りなので、再言しない。

63) 『同上』254～255, 258～259, 261, 262～264ページ。

64) 『同上』「序」1, 178ページ。

7. 一元的連合説と多元的連合説

本節で強く指摘しておきたいのは、国家連合説であれ、全体社会連合説であれ、さらに両者の折衷説であれ、一元的連合説 (monistic federal theory) か多元的連合説 (pluralistic federal theory) に依拠している点である。一元的連合説は、「上から下に降りゆく」中世の連合説であって、この説の背後には「宗教的」ないし「形而上学的」思想が潜在しており、また多元的連合説は、「帰納的」とときには「自然法的」見解が根底に横たわっている近世の連合説である⁶⁵⁾。ちなみにヘーゲルやヘーゲル国家論を承継したボザンケは一元的連合説に組みしており、これに対してホブハウス、バーガー、マッキーヴァー、ラスキ、コールらは多元的連合説の立場に立っている。

高田は、ギールケを引用しつつ、「一は総ての根原であり、従ひてすべての社会的存在の根原である」⁶⁶⁾が、しかしこの一元観は、ラスキの説明にもあるように、「形而上學に於て絶対の占むる地位を政治論に於て國家が占める⁶⁷⁾」という絶対的国家論を導き出す危険がある、と指摘している。確かに国家が社会における統一の表現である以上、各部分社会は国家に従属し、また国家に従属することに意義が見出されている、ということになろう。この見解に組するならば、右であれ、左であれ、絶対専制君主あるいはファシズムさらにはプロレタリア独裁権力を生み出す思想的基盤が与えられることになる。またこの一元的連合説の前提には、将来社会の方向における完全な意味での予定調和説が措定されていることにも注目すべきであろう⁶⁸⁾。

古代であれ中世であれ近代であれ、はたまた現代であれ、専制的絶対権力者の国家観は、自らの権力機構のみが、支配下住民に将来の調和社会の実現を約束していた。

65) 『同上』169ページ。

66) 高田『同上』170ページ参照。Cf. Gierke, *Political theories*, pp. 9～10.

67) 高田『同上』170ページ参照。Cf. Laski, *Studies etc.*, pp. 5～6.

68) 『同上』172ページ。

それだからこそ、絶対権力者は彼らが採用する様々な政策的諸行為を積極的に遂行する反面、反対諸勢力に対しては、あらゆる物理的抑圧手段をもって、弾圧・排除しようとしたのである。こうした状況は、ヒットラー・ナチズムやソヴェト革命後のソ連社会主義、さらには現代の政治的独裁権力国家に等しく見出されてきたのである。

それでは多元的連合説⁶⁹⁾とは、いかなる内容のものであろうか。

近世以来、強く主張されてきた多元的連合説は、根底に社会契約説を措定した自然法的社会観の「色彩に染められたるもの」といえよう。この見解では、家族、職業団体、政党、地方団体等は、すべて国家と個人との間に入って、両者の間の「必然的有機的なる分節」⁷⁰⁾となる。国家と並列し、対抗する各部分社会は、個人の共通利益の追求（あるいは個人の共通利益を目的にして作られた結社なので）し、国家の権能を分散化させる機能を発揮する。

さて高田は、多元的連合説から「自然法的色彩」を極力取り去って、高田固有の「結合関係」として構成し直す。それでは高田の積極的見解とは、どのようなものか。

国家という部分社会と並列し、対抗し、かつ全体社会を結成する各部分社会は、独立性を有すると同時に各成員個人に及ぼす「原本的権力」を保持する。各部分社会が、下から積み上げられる形で「高次の部分社会」を形成する際には、その結社の目的に「必要なる限度」まで自らを「統制」するのであるが、結社・各部分社会固有の独立性を損することはない。したがってそれぞれの「小社会の原本性」が存続している点で、明らかに「多元的」であり、またさらに「独立性の上に大社会の結合」が成立しているという点で、「連合」しているといえる⁷¹⁾。高田によれば、これが近代の多元的連合説であり、彼もまたその信奉者の1人である。ただし、マッキーヴァー、ラスキ、コールの多元説と異なる高田の見解は、既述した高田独自の競争的多元連合

69) 『同上』176ページ以降。

70) 『同上』177ページ。

71) 『同上』177～179ページ、とくに178ページ。

説あるいは競争的全体社会多元連合説⁷²⁾にあることに注意したい。

8. 補論・ラスキ多元的国家論から階級国家論への変説について⁷³⁾

ラスキの国家論を限られた紙数内で十分に究明・言及することは到底不可能なので、高田の機能的多元国家論に関連する論点のみを取上げて、ごく簡単に論及することにしたい。ラスキ自身の国家論および専制国家論批判については、後日改めてそれぞれ一稿を上梓するつもりである。

ラスキ多元的国家論に対する批判は⁷⁴⁾、ラスキに限らず多元的国家論者たちが、安価な夜警国家が権能を肥大化させた現実を説明できないことに対して向けられている。この点は、ラスキの反省も含めて、彼の大著『政治学大綱』の第4版序言(初版1925年、第4版1938年)にはっきりと記述されており⁷⁵⁾、その限り間違いない事実である。

第4版序論は、1937年に出稿され、「近代国家理論の危機」というタイトルの論文であるが、論点は2点あると考えられる。第1点は、いわゆる危機

72) この用語は、筆者が独自に名づけたものである。

73) ラスキの階級国家論という概念は無階級国家論と表記し直した方が、より適切と思われる。

74) 『同上』186ページ。富田容甫「ラスキの政治理論」横越英一・富田容甫・弘益祥純・鈴木安蔵共著『ハロルド・ラスキ研究』政治学研究叢書(1)勁草書房、1954年、82ページ。ラスキの『政治学大綱』*A Grammar of Politics*, 1925, London; New ed. with an Introductory Chapter, 1938. 日高明三・横越英一訳、法政大学出版局、上下2巻、1952～1953年。以前における政治的多元主義が、『大綱』における多元的国家論として移行したと、富田論文では指摘されている。

75) ただしラスキは1935年に出版した『国家——理論と実際——』(*The State in Theory and Practice*, London, 1935. 石上良平訳、岩波書店、1946年)のなかで、階級国家論に変説したことを述べているが、それを体系的に展開したのは、『大綱』の第4版序論においてである。なお上記・石上訳『国家』では、98, 104, 108, 113, 115, 122ページ等を参照されたい。なおラスキに対する通説的な批判は、行政国家・社会国家に質的転換すると、多元的諸集団の中央統制・調節機能を果たす国家は、大衆の同意に基づく統一性を強制による統一性に移行させて行かざるをえなくなり、ついには生産手段の私有を保障する階級国家観の採用を肯定する立場に陥ち入ってしまっている、という点に向けられている。ラスキは最初は多元的国家論を採用しながら、その後、修正多元国家論に変わり、最後に階級国家論に到達したといわれている。この時点でラスキ自身が多元的方法観を放棄したと一般的に考えられている。

の時代におけるデモクラシーの擁護である。すなわち1930年代におけるファシズムの抬頭は、ラスキが主張した真の自由の実現が、それ以前において彼自身が否定していた国家の絶対主権⁷⁶⁾の確立によって蹂躪されてしまったということである。彼が、政治的デモクラシーの主張は経済の中核機構を支配する階級の利益を表現するものであることを看過したと述べ、しかもすべての主権は資本の所有者であるブルジョアジーに帰属すると規定したとき⁷⁷⁾、ラスキは従来の多元国家論を棄て、階級国家論を採用したといえよう。彼自身、自らの多元的国家論研究は、マルクス主義階級国家論を採用するまでの「一段階」ないしは「一階梯」⁷⁸⁾だと述べているが、この言葉は、明らかに1920年代までの多元的国家論を放擲したことを意味している。同様の論法からすれば、社会主義は、ラスキ流の無階級国家の一階梯だということになる。

論点の第2は、1つの階級が他の階級を抑圧する強制的国家主権は、ファシズムや独占資本主義制度においてのみならず、ソヴェト社会主義制度下におけるプロレタリア独裁においても成立するとみたラスキが、ボルシェヴィズムにいちじるしく嫌悪感を示し、民主主義とは無関係のものと判断しているという点である⁷⁹⁾。この論点ではラスキは、ソヴェト革命後のプロレタリア独裁を過渡期的政権奪取の形態として是認するが、しかしプロレタリア独裁はあくまでも一時的・過渡的な強制権力形態であって、民主主義的国家とは相いれないものであり、一日も早く民主主義的政治形態へ転化すべきことを、主張している。

したがってラスキはロシアの特殊政治的現実を西欧世界へ適用すべきではないことをも主張し、暴力革命と独裁制に代る「同意による革命」と市場経済に代る計画経済を「議会制民主主義」とによって実現することを説き、そ

76) ラスキ『政治学大綱』上巻、日高・横越訳、61～65ページ。

77) 『同上』序論。

78) 『同上』序論。プロレタリア独裁の後の無階級国家の成立は、社会主義を一つの階梯とみなすことになるのではないか。

79) 『同上』序論、横越英一、前掲「ラスキにおける多元的国家論」『ハロルド・ラスキ研究』58～60ページ。鈴木安蔵「ラスキ『近代国家における自由』の諸問題」『同上』200ページ。ラスキ『国家』石上訳、「訳者解説」272ページ。

の上で、前述の目的意識をもって団結した「自由軍の兵士」が、また彼は自由と平等を保障した無階級の民主主義社会を形成することになる⁸⁰⁾、と強調している。このような根本的な解決をしない限り、暴力革命が爆発し、支配する側と支配される側の双方が傷つく恐れがある、とも主張している。

それゆえ、ラスキがマルクス主義者だと述べながらも、ボルシェヴィズムに背を向ける理由は、資本主義体制であろうと社会主義体制であろうと、「多数者の政治主権」に反する政治構造を肯定しないという彼の基本的立場から生じているところに求められよう。ラスキが階級国家論を採用した意味合いが、ここにきてはじめて明らかになる。それは、彼の階級否定が実現する社会においては国家が死滅するのではなく、逆に多数者の幸福が最大可能な限り達成される理想国家が成立する⁸¹⁾、ということを強調している点にある。

このようなラスキの見解は、マルクス・エンゲルス・レーニンの国家論とは、本質的に内容を異にしているものといえよう⁸²⁾。したがってラスキが階級国家論を採用したという現象的な側面だけを取り上げて、彼がマルクス主義者になったと断定するのは、早計であろう。ラスキ自身、国家の現実的様相についての規定を変遷させつつ、資本主義的階級支配制度や社会主義的プロレタリア独裁制度の対立物である「本当の」あるいは「純粹」の民主主義は、無階級の国家においてのみ実現されると説明する以上、国家権力の制限

80) ラスキ『政治学大綱』上巻224ページ。横越「同上」60～61ページ。弘益祥純「ラスキのファシズム論批判」『ハロルド・ラスキ研究』150ページ。

81) 古典的なベンサム的功利主義ではなく、修正功利主義哲学が、イギリス・フェビアン協会や労働党の政策指針の思想基盤として指定されていたことは否定できない。多元国家論と修正功利主義哲学との関連性については、前掲の横越論文でも、Ivor Brown, *English Political Theory*, 1920, p. 164 を引用しつつ紹介してある。横越「同上」19～20ページ。なお横越論文では、フェビアン協会のクロスマンの見解が紹介されているが、クロスマン自身は、ラスキが功利主義哲学とマルキシズムを結合しようとして失敗に終わったと述べている。R. H. S. Crossman, *Towards a Philosophy of Socialism*, *New Fabian Essays*, 1952. ; 横越「同上」63～66ページ参照。実際にラスキが求めていたのは、階級社会の後にくる無階級の、個人の自由を保障した議会制民主主義国家であった。

82) 横越「同上」62ページ。またマルキシズムの側からラスキを厳しく批判した論文として、前掲の弘益「ラスキのファシズム論批判」がある。145～169ページ参照。

のために階級構造の破壊が必要とされたわけである⁸³⁾。したがってラスキの国家論は、階級構造が破壊されれば、生産手段の私有をめぐる対立や闘争はなくなり、国家権力は形式的にも実質的にも多元的な本性を表現すると説かれる内容のものである⁸⁴⁾。

ラスキの階級国家論への変説を十分に詳細に究明しない限り、マルクス主義階級国家論と彼自身の無階級国家論の相違を、見落すという誤ちを犯すことになろう。その結果、変遷のみが強調されすぎてラスキに代表される多元的社会・国家論がすべて崩壊したかのような印象あるいは曲解を与えかねないような論法が活字になって出版されてきたのである。その例証の1つとして、上述とはやや趣きを異にした、極めて慎重な言い回しではあるが、高田の多元的社会観もそうではないかと述べた論者もいるくらいである⁸⁵⁾。

ラスキの多元的国家論から無階級国家論の変説については、リベラリストの側からとマルキストの側の双方から「退化」とみなされ厳しく批判されている。一方の側からの批判は、マルキシズムへの屈伏であるという内容のものであり、他方の側からの批判は、マルキシズム的外見をかぶったブルジョア反動的な社会民主主義の代弁者であるという内容のものである⁸⁶⁾。

それではラスキの社会・国家論がなぜ正当な位置づけが行われないうで、無

83) 横越「同上」56～58ページ。ラスキにあっては、資本主義的民主主義の後に続くものはプロレタリア独裁ではなく、真の民主主義であった。「同上」57～58ページ。

84) ラスキ『政治学大綱』第4版序論。横越「同上」47ページ参照。

85) たとえば同上の横越論文では、高田保馬、大石兵太郎、中島 重の各氏について言及がなされている。「同上」30～34ページ。「もちろん、多元的国家論は、各個人が国家と併立する各種の結社を形成すること、およびそれのもつ権能を高く評価するけれども、しかしかれらがまず基本的には階級に組成されている事実が看過され、結社のもっぱら機能的・職能的な、広義における社会的分業の担当者として考えられている。したがって、そこにおける結社の権能の強調は、結社の自治および結社相互の強調・競争によって、職能連合 (federation of function) としての社会の総体的発展を計ろうとするものに他ならない」と。しかし高田の機能的多元社会観に対するコメントとしては、これは正確な見解とはいえない。

86) 横越論文では、前者の代表的論者をホーキンス、後者の代表的論者としてクーシネン、コンスタンチーノフ、アレキサンドロフの文献が指摘されているが、ホーキンスを除き、いずれもスターリン派の論者たちであり、今日ではほとんど説得力をもたない文献である。こうした文献が学界の主導的な理論となったことが、マルクス学派の衰退をもたらす主たる原因

(次頁脚注へ続く)

階級国家論への変説のみが強調されるのであろうか。私見ながら、その理由を箇条書きにして、以下に述べよう。

- 1) ラスキは、あくまでも平等が自由の前提条件たるべきだと考えていたのであって、多元論における個人の自由の保障は、無階級社会である共産主義段階でしか成就されないと考えていた。したがってラスキは、専制に対する嫌悪と平等志向に基づいた人道的社会主義者としての立場を、彼自身の政治哲学の理念においていたといえよう。その限り、ラスキをウイリアム・モーリスの後継者とみなす位置づけや「現実的人道主義」とみなす見解⁸⁷⁾、極めて正鵠なものと思われる。
- 2) 上記1)のように、ラスキはマルクスの人道主義的側面に傾倒したものの、マルクス主義の階級国家論と内容を異にする無・超階級国家論を、マルクス主義階級国家論と同一視したかのようなようである。もしラスキがこのような曲解をしていなかったと主張するのであれば、マルクス・エンゲルス・レーニンの階級理論を、人道的社会改良主義に翻訳・修正して主張したことになる。この限り、マルクス正統派の人々から、国際共産主義を混乱させる「危険かつ有害」⁸⁸⁾な理論あるいは「超階級の国家論」⁸⁹⁾という批判が

であった。Caroll Hawkins "Harold J. Laski : A Preliminary Analysis," *Political Science Quarterly*, March, 1950.; Otto Kuusinen, *The Right-Wing Social Democrat Today*, 1950. エフ・ヴェ・コンスタンチーノフ編『史的唯物論』所収、コンスタンチーノフ「国家と法」。コンスタンチーノフ編『ソヴェト社会の解明』所収、アレキサンドロフ「ソヴェト民主主義」。横越「同上」47～49ページ参照。

87) ウイリアム・モーリスの後継者だという評価は、K. マーチンの見解である。Kingsley Martin, *Harold Laski*, 1953, pp. 269～270. 人間の人間解放を目指した「現実的人道主義」という用語は、カール・レヴィット『ウエーバーとマルクス』柴田・脇・安藤共訳、弘文堂、アテネ新書版、昭和29年、73ページ。横越「同上」44, 55ページ参照。なおレヴィットによれば、マルクスの人間を人間たらしめる理想主義者という基本的傾向はルソーのそれとの関係で明白だと述べられており、またフォイエルバッハの「純粋哲学の哲学的人間學への転回」という基本的傾向のなかにも現われていたとも指摘されている。レヴィット『同上』訳書、73～83ページ、とくに73, 77, 82～83ページ。ラスキがマルクスに接近したのは、まさにこの点であった。

88) 前掲のクーシネンの論文。横越「前掲」48ページ参照。

89) 弘益「前掲」169ページ。

浴びせかけられることになるのだが、私のみるところ、ラスキの階級国家論の究極の表現形態は無階級国家論であったと規定せざるをえない。何度も繰り返すことになるが、共産主義のような無階級社会においてのみ真の民主主義的議会主義に立脚した法治国家が成立するというラスキの見解は⁹⁰⁾、何よりも無階級国家論の主張を前面に打ち出した見解だといえるだろう。

- 3) ラスキにおいては、現実国家の存在を究明する政治科学の立場と国家のあるべき理想像を追求する政治哲学の立場とが⁹¹⁾、混在しすぎていたと考えられる。存在としての国家形態と当為としての国家理念とを、厳格に区別して描き分けるという点で、十全ならざるものがあつたといえよう。才幹衆に秀れ、才気闊達、若くして才学と令名とを欧米学界にあますところなく知られたラスキ自身は⁹²⁾、当為と存在のロジックを劃然と区別していたのであろうが、読む側にとっては、彼の政策的処方箋と基礎科学的認識との相違が必ずしも明確に図引きあるいは区別されて、十分に読了されていなかったものと思われる。
- 4) 上記3)に関連して付け加えるべき論点は、1920年から抬頭してきた独・伊・日のファシズムが1930年代に確立し、専制的独裁権能を発揮した歴史的事実に対する欧米知識人の苦悩についてである。ラスキもまたこの苦悩に心痛んだ知性的学者の1人である。それだからこそ彼が、ファシズムが外部から押しつけられたものではなく資本主義的自由主義の内部から産み出され成長したという事実を、驚愕したことは否定できない。この苦

90) 富田論文・前掲「ラスキの自由理論」においても、「資本主義社会における階級的社会構造によって、国家がその本来的な姿において成立することが妨げられている」とラスキは考えていた、との見解が述べられている。富田「同上」133～134ページ。これは私のラスキ評価とまったく同じである。

91) 富田「同上」100, 102ページ。富田氏は慎重にも「併せ含むもの」という言葉を使用している。

92) 前掲のラスキ『国家』の訳者・石上氏の訳者「解説」263ページ、また同様に石上良平・安藤英治訳の『フランス革命と社会主義』創文社、昭和31年刊の訳者「あとがき」139ページを参照されたい。

悩と驚きとが、その後の彼の学的・啓蒙的活動に大きなバイアスないしは歪みを与えることになったと思われる。したがって彼が一方で暴力革命を拒絶しながら、資本主義制度を将来継続すれば階級間対立が激化して暴力革命が起るか、あるいはファシズムが成立するかいずれかであるとの不安を強調した見解と、他方で1945年の第2次大戦の終了とともに、ファシズム国家が崩壊した歴史的現実以後のラスキの見解とを、対比考察する必要がある。だが不幸なことに、第2次大戦の硝煙とその悲惨な記憶がまだ消え去らぬ5年後の1950年3月23日に、ラスキは享年56歳の若さで肺炎が原因となり死亡した。

ラスキが1945年を境にしてさらに一つの転換を行っていると指摘している論者もあるように⁹³⁾、ファシズムの敗北とイギリスの総選挙におけるアトリー労働党政権の勝利とに基づく資本主義体制下での議会制民主主義に対する彼自身の信頼感の回復を重視した上で、彼自身が主張する無階級国家論の内容を再度詳しく検討すれば、ファシズムやプロレタリア独裁体制下での「強制による同意」を「合意による同意」に復帰させていることがはっきりするであろう⁹⁴⁾。ラスキの説く国家は、本来の機能において個人の自由と対立するものではなく、個人の自由の実現のために機能するものと考えられている。それだからこそ、彼はマルクス主義者の主張する国家権力からの解放的自由論を説いたのではなく、階級的支配権からの解放ならびに個人の自由を確立する無階級社会の議会制民主主義国家への到達を、主張したのである⁹⁵⁾。

5) ラスキの政治的多元主義、多元的国家論から階級国家論への変化を、

93) 富田「前掲」94ページ。

94) 鈴木・前掲「ラスキ『近代国家における自由』の諸問題」の「ボルシェヴィズム、ファシズム」の箇所、189～198ページ、とくに196～198ページを参照されたい。なおラスキの前掲『国家』の第4章「現代の展望」参照。とくに210～214、234～235、248～249、255～259ページ。

95) 「民主的國家においては民主政治という形式のために、生産手段を持たない者が他の政治秩序におけるよりも、強く自己の主張を云い張ることができるのである」。ラスキ『同上』訳 256～266ページ。

1920年代の資本主義の相対的安定期から、30年代のファシズム抬頭による危機の時代への歴史的発展に関連づけて説くと同時に、多元的国家論の崩壊＝ブルジョア社会体制論の瓦解、マルクス主義階級国家論の無謬性と正確さを強調する論者がいる⁹⁶⁾。

このような論者はマルクス主義国家論を支持する論者たちであるが、彼らはラスキの変説を下記の3つの論点で誇張する傾向がある。誇張の第1点は、ラスキほどの多元論者ですら階級国家論へ変説したのであるから、階級国家論以外の国家論はブルジョア体制擁護の似而非学問だというニュアンスの論法である。だが彼らのラスキ国家論研究は、ラスキ国家論の内容を正確に把握していないか、またはマルクス主義階級国家論を唯一無比の真理と独断的に決めこんで、それへ引き寄せる形でロジックを展開しているか、のいずれかである。

誇張的ニュアンスの第2点は、多元主義は1920年代までに妥当し、それ以後は無用の長物であるかのように述べるロジックである。しかし、彼らは1960年代以降の先進経済諸国における政治的安定期の下での議会制民主主義時代に、多元的社会・国家論が行政国家的側面を重視する形で復活してきている事実を、説明できないのである。

誇張の第3点は、ファシズムの登場や非ファシズム国における資本所有者の主権にラスキが衝撃や苦悩を受けたことを、ラスキ個人の範囲にとどめないうで、非・反マルクス主義国家論研究者のすべてに及ぶかのようなニュアンスの論法で、文章が執筆されていることである。ファシズムの圧制や戦争の悲惨さが生々しい印象として残っていた1950年代に書かれた著作には、マルクス主義者はもちろんのこと、リベラリストや民主社会主義者の論文のなかにも、マルクス主義階級国家論に対して遠慮深く、慎重に、

96) 無謬性と正統性の双方を言外に主張している論稿には、弘益氏の前掲論文がある。マルクス主義階級国家論の貧困と混迷を是認しつつ、究極的には階級国家論の正当性を主張する文献としては、前掲の大内・柴垣編『現代の国家と経済』が指摘できよう。

論旨を傾斜させたニュアンスで書かれたものが多いのである⁹⁷⁾。

9. 結びにかえて

マルクス主義経済国家論の貧困と混迷を明らかにするために、一方で階級史観あるいは階級的アプローチを批判しつつ、他方で多元的社会論、とくに高田保馬の機能的多元社会観を取り上げ論及した。高田の機能的多元社会観は、社会あるいは国家の本質的な形成事情を明らかにするものであるが、その積極的理論の裏側には、マルクス主義経済国家論への強い批判が潜められている。ラスキの国家論を補論として取り上げ論じた理由は、拙稿の「序にかえて」で説明した通りである。

特異な、私からいわせれば極めて批判的国家論として特異な存在であるフランクフルト学派⁹⁸⁾の国家論については、紙数の制約上、本論稿では言及できなかった。F. ポロック⁹⁹⁾、ホルクハイマー¹⁰⁰⁾、ノイマン等¹⁰¹⁾に代表される

97) 鈴木氏の「前掲論文」がその一例であろう。たとえば下記のような表現がそれである。「すぐれたマルクス主義者にとって(傍点・金田)、個人の権威、良心を力説してやまないラスキの学説、そこからきびしく打ち出された一党制や権威主義にたいする批判のうちには、マルクス主義が究極において、人類各人の人間的完成、あらゆる汚辱と専制とからの人間性の解放を旨とするものである以上、摂取すべき幾多の契機の存することを発見しえないであろうか」と。鈴木「同上」201ページ。

98) フリードリッヒ・ポロックは、青年ドイツ・マルキスト運動(1919~23年)の運動家として登場し、フランクフルト大学社会科学研究所が1923年に創立されるや研究所員に採用され、1929年にフランクフルト大学の講師に就任している。最初の研究所長は、カール・グリンベルヒであり、次の所長がホルクハイマーであった。ウィットフォォーゲルやW. G. グロスマンも研究所の同僚であった。1933年のヒトラー・ナチ独裁権力が確立するに及んで、フランクフルト大学社会科学研究所は実質的に解散のうき目にあい、多くの研究所員が海外に亡命した。ポロックもその1人である。フランクフルト学派の国家論を正確に位置づけ評価するには、上記の事情を十分に把握しておく必要があるだろう。

99) ポロックはマルキストであったが、レーニンやスターリンのプロレタリア独裁主義には賛成していなかった。それは、1929年に彼が出版した『ソヴィエト連邦計画経済史論』(Die planwirtschaftlichen Versuche in der Sowjetunion 1917 - 1927, Verlag von C. L. Hirschfeld, 1929)、森谷克己訳、同人社、1932年においても行間から読みとれる。なお彼のファシズムや多元的国家論批判の文献は、下記である。"State Capitalism: Its Possibilities and Limitations", *Studies in Philosophy and Social Science*, Vol. IX, No. 2, 1941.

フランクフルト・シュレーの国家論は、それ自体、体系的な、一箇の完結的な国家理論ではなく、ファシズムやプロレタリア独裁に対する批判のみならずそれらを産み出した資本主義体制に対する批判論である¹⁰⁰⁾。別言すれば、1930年代に確立したファシズムとスターリン型プロレタリア独裁による専制的支配の原因、とくに前者の場合は、ワイマル的デモクラシーに代表される資本主義発展の内部に求めている点で、彼らの意見は共通しており、またプロレタリア独裁も資本主義内部から産み出された階級抑圧の結果とみなしている点でも、彼らの見解は一致している。ポロックの『国家資本主義』論、ホルクハイマーの『権威主義的国家』論、ノイマンの全体主義的独占資本主義下のヒトラー・ナチズムに代表される無法と無政府的国家権力体制（ビヒモス）論のいずれも、資本主義的階級構造体制への批判に力点がおかれていたせいもあって、マルクス主義階級国家論者たちのデモクラシー体制に対する攻撃的批判に利用されるという状況を招来してしまった。上記3者の内、ポロックは、ナチス・ドイツと訣別し、イギリスに亡命した後、ラスキに師事した人物であることを付言しておこう。

ポロックに代表されるフランクフルト学派にしろ、さらにはマッキーヴァーやラスキにしろ、程度の差こそあれ、ファシズムの確立に一大衝撃を受けた西側の知識人たちであったが、彼らがファシズムの勃興に衝撃を受けた点のみがややもすれば強調されすぎ、またその裏返しとしての、多元主義的社会観・国家論の非有効性や放棄の事実が喧伝された嫌いがある。上記の論点については、拙稿の本論の箇所でもかなり詳しく言及したつもりである。

なお高田保馬が、戦前戦後を通して、彼自身の機能的多元主義社会観を一貫して厳持し続けてきたという事実や、また長谷川如是閑が第2次大戦後の

100) ホルクハイマー『権威主義的国家』清水多吉編訳、紀伊国屋書店、1975年。

101) ノイマンの国家社会主義（ナチズム）に関する文献の原文邦訳題名は『ビヒモス』である。岡本友孝・小野英祐・加藤栄一訳、みすず書房、1963年。

102) フランクフルト学派の国家論についてのかかなり詳細で、読んでわかり易い論稿は、清水多吉『一九三〇年代の光と影——フランクフルト学派研究』河出書房新社、1977年、第2部第2章の他、前掲の平本・半田・高橋共著「現代国家論の諸潮流」の第2節「フランクフルト学派の国家論」193～204頁である。

昭和26年に多元的国家論を新たな機能的国家形態論として展開した事実¹⁰³⁾は、ここでは指摘するにとどめたい。最後にフランクフルト学派やマッキーヴァー、ラスキの国家論についての詳細な私見は、他日の機会に検討すると述べ、結びの言葉にかえよう。

103) 長谷川如是閑「世界史の動向と新国家形態——主権国家から職能国家へ——」『改造』1951年5月号。